

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を 超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 介護現場におけるＩＣＴの導入推進と取引企業との情報共有
- 人材育成の相互協力と人材交流の推進
- 介護品質の向上を共に目指す情報と知見の共有化

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など取引先と協議を行うとともに、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努め、この期日を守ります。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、

取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータに基づき合理的に依頼・交渉します。
- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間でバランスよく分かち合います。
- 事業分野における革新的成果は独占することなく、取引先を始めとする関係企業と分かち合います。

2023年10月1日
(2024年5月1日更新)

株式会社アニスト 代表取締役社長 戸部 義明